

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
(令和 7 年度～令和 1 1 年度)

津 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 片田、榊原、大三（久居）、稲葉、河内、明、草生、大井、波瀬、家城、倭、ハッ山、川口及び大三（白山）地区並びに美里及び美杉地域

(1) 現況

本地域は、布引山地及び高見山地に位置する急傾斜地域で、稲作経営を中心とした農山村地域である。

振興山村や特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また消費者の安心・安全志向や 農業生産に由来する環境への負荷の低減の必要性から、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律 第 78 号。以下「法」という。）法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 1 号に掲げる事業も行うよう働きかけ、また法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 津（片田地区除く）、久居（榊原、大三及び稲葉地区除く）、河芸、芸濃（河内及び明地区除く）、安濃（草生地区除く）、香良洲、一志（大井及び波瀬地区除く）及び白山（家城、倭、ハッ山、川口及び大三地区除く）地域

(1) 現況

本地域は、都市化の進んだ東部を農業地帯が取り囲んでおり、稲作経営が中心であるが、圃場整備の完了した平場本作地域は、水稻と小麦・大豆の輪作の団地化も進んでいる。

しかしながら、多くの圃場整備が完了後相当年数が経過しているため、施設の老朽化が進み、また農業者の高齢化も進んでおり、共同活動の困難化に伴う、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加していることから、これ

を支援する取組を行うことが必要である。

また消費者の安心・安全志向や 農業生産に由来する環境への負荷の低減の必要性から、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	片田、榊原、大三（久居）、稲葉、河内、明、草生、大井、波瀬、家城、倭、八ッ山、川口及び大三（白山）地区並びに美里及び美杉地域	第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	津（片田地区除く）、久居（榊原、大三及び稲葉地区除く）、河芸、芸濃（河内及び明地区除く）、安濃（草生地区除く）、香良洲、一志（大井及び波瀬地区除く）及び白山（家城、倭、八ッ山、川口及び大三地区除く）地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

別紙のとおり。（法第3条第3項第2号事業関係）

(別紙)

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農業振興地域整備計画における農用地区域内の農用地であって、一つの農用地又は物理的に連担している農用地（以下「団地」という。）の内 1 h a 以上の団地（以下「一団の農用地」という。）とする。ただし、連担部分が 1 h a 未満の団地であっても、集落協

定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が 1 h a 以上であるときは、一団の農用地として対象とする。

また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

片田、榊原、大三（久居）、稲葉、河内、明、草生、大井、波瀬、家城、倭、八ッ山、川口及び大三（白山）地区並びに美里及び美杉地域

イ 対象農用地

(ア) 勾配が田で 1/20 以上、畑で 15 度以上である急傾斜農用地（原則として、農地一筆又は一枚の飛び地は除く。）

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく特定農山村地域、山村振興法に基づく振興山村の区域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域及び三重県知事が地域の実態に応じて指定する地域の農用地。

(2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取扱うこととする。

(ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落の判断に委ねる。

(イ) 既耕作放棄地を集落協定に位置づけた場合には、令和 11 年度末までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされること（「林地化」については以下同じ。）。

(ウ) 集落協定に位置づけない既耕作放棄地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化

を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ令和11年度末までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、令和11年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 自然災害を受けている農用地については、令和11年度末までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

2 集落協定の共通事項

本市においては、個別協定の対象は存在しないため、個別協定に係る事項は定めない。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域計画に登載された中心的経営体、各地域農業再生協議会が水田フル活用ビジョン又は地域水田農業ビジョンの担い手リストに登載した者、その他地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。